

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第16号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課） | 1 |

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

兵庫県立赤穂海浜公園について、海辺との一体的な利用を促進し、その魅力を更に向上させるため、供用日及び供用時間に係る制限を撤廃する等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第7号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を削り、第2条の5を第2条の4とし、第2条の6を第2条の5とし、第2条の7を第2条の6とする。

第2条の8本文中「公園施設の設置等」を「法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又は条例第4条第1項若しくは第3項」に改め、同条ただし書中「当該公園施設の設置等の許可」を「当該許可」に改め、同条を第2条の7とする。

第5条の見出し中「特定都市公園等」を「有料公園施設」に改め、同条中「特定都市公園（兵庫県立赤穂海浜公園（オートキャンプ場の区域を除く。）をいう。以下同じ。）及び」を削る。

別表第1及び別表第2中「第2条の7」を「第2条の6」に改める。

別表第3特定都市公園の款を削り、同表有料公園施設の款区分の欄中

「

| | |
|--------|------------|
| 有料公園施設 | 運動施設 |
| | 駐車場 |
| | ウォーターランド |
| | 海上展望施設 |
| | 会議室 |
| | 多目的ホール |
| | 屋外プール |
| | 屋内プール |
| | アイススケートリンク |
| | フットサルコート |
| | グラウンドゴルフ場 |
| | 遊びの空間 |
| | 和風住宅 |

| | |
|--|-----|
| | 西洋館 |
| | 調理室 |
| | 工作室 |

」

を

「

| |
|------------|
| 運動施設 |
| 駐車場 |
| ウォーターランド |
| 海上展望施設 |
| 会議室 |
| 多目的ホール |
| 屋外プール |
| 屋内プール |
| アイススケートリンク |
| フットサルコート |
| グラウンドゴルフ場 |
| 遊びの空間 |
| 和風住宅 |
| 西洋館 |
| 調理室 |
| 工作室 |

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。